**定期受付　測量・建設コンサルタント等　ＦＡＱ　添付書類編**

**お問い合わせ先**

**ヘルプデスク　TEL　06-4400-5180**

**大阪府　契約局　総務委託物品課　総務・資格審査グループ**

**TEL　06-6944-6429　/　06-6944-6803**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 分類 | Ｑ | Ａ |
| 1 | 添付書類全般 | 書類を、電子申請システムで添付（アップロード）した場合でも、書類の郵送は必要ですか。 | ・郵送の必要はありません。  ・書類は、全て電子申請システムにて、添付（アップロード）し、提出してください。 |
| 2 | 添付書類全般 | 電子申請後、書類はいつまでに添付しなければいけませんか？ | ・電子申請後、すみやかに添付（アップロード）してください。  ・書類に補正がある場合は、補正のお知らせのメール受信後、すみやかに添付（アップロード）してください。  ・なお、書類の添付期限は、令和７年１２月２２日（月曜日）です。 |
| 3 | 添付書類全般 | 電子申請後、書類の添付（アップロード）が遅れた場合、電子申請が無効になりますか？ | ・電子申請後すみやかに書類の添付（アップロード）ができず遅れたとしても、ただちに電子申請が無効になることはありません。  ・令和７年１２月２２日（月曜日）までに書類の添付（アップロード）がない場合は、受付できないため、無効となります。 |
| 4 | 添付書類全般 | 書類は、取得できた書類から順次添付すればよいか、全ての書類が揃ってからまとめて添付した方がよいかどちらですか？ | ・書類は、全ての書類を揃えてから、提出期限（Ｑ２参照）までに添付（アップロード）してください。 |
| 5 | 添付書類全般 | 委任状の提出は必要ですか？ | ・委任状の提出は必要ありません。 |
| 6 | 添付書類全般 | 受付票と印鑑証明書の提出は必要ですか？ | ・入札参加資格申請時には、受付票と印鑑証明書の提出は必要ありません。  ・なお、受付票と印鑑証明書は、業務委託契約を締結する際に提示が必要となります。詳しくは「[【建設工事等】受付票](https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-kensetsu-uketsuke.html)」のホームページを参照してください。 |
| 7 | 添付書類全般 | 申請が受付されたことを確認することは出来ますか。 | ・申請取扱状況は、大阪府電子申請システムの「状況確認」メニュー（電子申請メニューの上から５番目）から確認可能です。  ・状況確認の方法については[マニュアル](https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6773/mands-03-01.pdf)を確認ください。 |
| 8 | 添付書類全般 | 証明書関係の書類は、いつ以降の日付で取得した証明書を提出すればよいですか？ | ・大阪府に書類を添付（アップロード）する時点で、証明書の発行後3カ月以内のものを提出してください。 |
| 9 | 府税 | 府税の納税証明書はどこで取得できますか？ | ・大阪府の各府税事務所で取得できます。  ・「[府税事務所の所在地一覧](https://www.pref.osaka.lg.jp/o050030/zei/alacarte/otoiawase2.html#jimusyo)」を確認し、最寄りの府税事務所で証明書の交付請求を行ってください。 |
| 10 | 府税 | 府税の納税証明書はどの種類の証明書を取得すればよいですか？ | ・「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額はありません。」と記載された証明書を取得してください。 |
| 11 | 府税 | 府税の納税証明書はいつの年度分について証明書を取得すればよいですか？ | ・申請日時点で府税の全税目に未納がないことの証明が必要ですので、年度の選択は不要です。  ・Ｑ10・12も併せて参照してください。 |
| 12 | 府税 | 府税の納税証明書の交付請求書はどのように記入すればよいですか？ | ・請求事項は「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」、徴収金の種類は「全税目」で請求してください。  ・また、[記入例](https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/61904/fuzei-koufuseikyu_2.pdf)を参照してください。 |
| 13 | 府税 | 府税を分割納付しているので、「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の証明をうけられないのですが、どうすればよいですか？ | ・証明書の提出ができない場合は、申請の受付ができませんので、府税の完納後に申請を行ってください。 |
| 14 | 府税 | 大阪府内の営業所を新設したばかりでも、府税の納税証明書は取得できるのですか？ | ・府税事務所に「法人設立等申告書」を提出すれば、納税証明書は発行されます。  ・詳細は、最寄りの府税事務所へ問い合わせてください。 |
| 15 | 府税 | 府税の納税証明書に記載されている住所と、電子申請時に登録した府内の営業所の住所が異なりますが、どうすればよいですか？ | 府税の納税証明書の他に、その府内の営業所の住所が確認できる書類（公共料金の証明書、営業所一覧、案内状、名刺・封筒等の写し）を添付してください。 |
| 16 | 消費税 | 消費税及び地方消費税の納税証明書はどこで取得できますか？ | ・本店管轄の税務署で取得できます。  ・「[税務署の所在地一覧](https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/location/osaka.htm)」を確認し、該当する税務署で証明書の交付請求を行ってください。 |
| 17 | 消費税 | 消費税及び地方消費税はどの種類の証明書を取得すればよいですか？ | ・消費税及び地方消費税の納税証明書の種類は「その３」（「その３の２」「その３の３」でも可）を取得してください。  ・電子納税証明書（ＰＤＦファイル）でも可能です。 |
| 18 | 消費税 | 消費税及び地方消費税の証明書はいつの年度分について証明書を取得すればよいですか？ | ・申請日時点で消費税及び地方消費税に未納がないことの証明が必要ですので、年度の選択は不要です。  ・Ｑ17・19も併せて参照してください。 |
| 19 | 消費税 | 消費税及び地方消費税の交付請求書はどのように請求すればよいですか？ | ・証明書の種類は「その３」、証明を受けようとする税目は「消費税及び地方消費税」を選択して請求してください。  ・なお、下記の証明書の様式でも受付できます。  個人事業主の場合：証明書の種類「その３の２」  法人の場合：証明書の種類「その３の３」 |
| 20 | 消費税 | 消費税及び地方消費税の免税事業者でも証明書を取得してこなければいけないのですか？ | ・免税事業者であっても証明書は発行されます。  ・詳細は、本店管轄の税務署へ問い合わせてください。 |
| 21 | 消費税 | 消費税及び地方消費税を分割納付しているので、「その３」の証明をうけられないのですが、どうすればよいですか？ | ・証明書の提出ができない場合は、申請の受付ができませんので、消費税及び地方消費税の完納後に申請を行ってください。 |
| 22 | 消費税 | 消費税及び地方消費税の証明書に、納期限が未到来の未納の税額について記載されていますが、この納税証明書で受付をしてもらえますか？ | ・大阪府に書類を添付（アップロード）した時点で当該未納税額の納期限が過ぎていなければ受付できます。  ・大阪府に書類を添付（アップロード）した時点で納期限が過ぎている場合は、完納後の納税証明書を再度取得していただくか、当該未納が納付されたことが確認できる書類（領収証書の写し等）を併せて添付してください。 |
| 23 | 消費税 | 消費税及び地方消費税の証明書を電子納税証明書で取得したのですが、電子ファイルで提出することはできますか？ | ・電子納税証明書（PDFファイル）であれば可能です。  ・ただし、電子納税証明書（XTMLファイル）は納税証明書として使用できないとされているため、電子納税証明書（XTMLファイル）は受付けておりません。 |
| 24 | 財務諸表 | 設立したばかりの会社で1期目の決算期が終了しません。どうすればよいですか？ | ・開始貸借対照表を作成し提出してください。また、損益計算書は提出しなくても結構です。  ・個人事業者で確定申告を迎えてない場合は、申請案内のホームページにある財務諸表（様式有）を参考にを作成してください。 |
| 25 | 財務諸表 | 個人事業者で貸借対照表を作成していません。どうすればよいですか？ | ・確定申告書（白色又は青色）の写しに代えることができます。 |
| 26 | 現況報告書 | 【地質調査、建コン、補償コン】  会社設立後間もないため現況報告書を提出していない場合は、どうすればよいですか？ | ・国土交通省（地方整備局）への登録申請時に提出した申請書類（写し）と国土交通省（地方整備局）からの登録済通知書（写し）を提出してください。 |
| 27 | 現況報告書 | 【地質調査、建コン、補償コン】  現況報告書の内容が現況と異なっている場合（商号又は名称、代表者名、営業所の所在地など）はどうすればよいですか？ | ・変更内容が確認できる「変更届出書」（変更事項が記載され、受付印のあるものに限る。）の写しと「現況報告書」を提出してください。 |
| 28 | 現況報告書 | 【地質調査、建コン、補償コン】  最新の現況報告書が地方整備局で審査中のため、「確認済」の押印がある最新のものがありませんが、どうすればよいですか？ | ・前年度の現況報告書の写しを提出してください。 |
| 29 | 現況報告書 | 【建コン、補償コン】  国土交通省（地方整備局）に追加登録をした部門も申請したいのですが、現況報告書にはその部門の記載がありません、どうすればよいですか？ | ・現況報告書の写しに併せて登録追加申請書の写しと登録済通知書の写しを提出してください。 |
| 30 | 障害者雇用状況報告書 | ハローワークに報告書を提出した際に、受付印を受領していないのですが、どうすればよいですか？ | ・ハローワークに提出したものであれば、受付印が押印されていなくても構いませんので提出してください。 |
| 31 | 障害者雇用状況報告書 | 障害者手帳の送付は必要ですか？ | ・障害者手帳の送付は必要ありません。 |